

平成26年度第3回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

- 日時 : 平成26年8月4日(月) 午後3時00分～4時40分
- 場所 : 役場第2庁舎 303会議室
- 出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、井 裕美、小島 朗、塩原 映子、鈴木 優、
竹田 春美、若盛 清美、若盛 正城(9名)
- 議事 : 【事業計画案の検討】
- (1) 教育・保育施設の充実
 - ア 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期
 - イ 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保
 - ウ 産後の休業及び育児休暇後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
～量の見込み・確保の内容と実施時期～
 - (3) 子ども・子育て支援関連施策の推進
- 配布資料 :
- 資料1 V. 教育・保育施設の充実
 - 資料2 VI. 地域子ども・子育て支援事業
 - 資料3 VII. 子ども・子育て支援関連施策の推進
 - 参考資料 教育・保育の量の見込みと提供体制 ほか

1 開会

- 司会 : 本日は、大塚委員から欠席の連絡をいただいている。ただ今から、平成26年度第3回松伏町子ども・子育て支援審議会を開会する。まず、会長に開会のあいさつをお願いしたい。
- 会長 : 23日に県の子ども・子育て支援会議が開催され、そこで各都道府県のニーズ調査の集計について出されていた。概ねの市町村で審議会が組成されており、松伏町でも平成25年度には3回、26年度には6回開催ということが示され、構成委員は有識者、保育園・幼稚園関係者、保護者などの項目すべてに該当していた。県としても、平成27年度に向けてどれだけ地域の意見を汲み取れるか努めていることと思う。私たちの役割は、より地域のニーズに応じた計画を作ることである。また、認定こども園に関して国が公定価格を定めた件について新聞紙上でも大騒ぎになっている。保護者が働いているいないにかかわらず、受け入れられる体制作りをしていく必要があるだろうということで、認定こども園の制度が整備されてきた。厚生労働省、文部科学省が直接の担当であるが、新たな仕組みを作っていくにあたっては内閣府が中心になって進めていくことになっている。国の子ども・子育て支援会議も現在月に1回の頻度で開催されている。全国からの代表が集まり、子ども、保護者、保育者にとっていいもの

になるようにと討議を重ねてきている。福祉としての範囲でいくと保育所に入っている子どもたちにとっては当たり前ののだが、ハンディキャップを持つ子どもたち、在宅の子どもたちも含めて地域で丁寧にみていこうということである。また、幼稚園については3・4・5歳児ということで、既に通っている子どもたちはいいが、在宅の3・4・5歳児も含めて地域でみていこうと、夢のある方向性をもって取り組んできた。しかし、公定価格という表現で試算して仮単価を算出したところ、園児数の多いところは十分な収入が得られないという問題が明らかになってきた。全国認定こども園協会の名前で調査をしたところ、認定を返上せざるをえないという意向を持つ園が多く、そのことが新聞などで取り上げられ、大きな問題となっている。私も協会の代表として新聞記者にも細かく実態を説明してきた。国もあらためて検討し直しているようだ。国として考えていることとして、一つは質の高い教育を提供してほしいということ、もう一つは待機児童を解消していきたいということである。幸いなことに、松伏町では待機児童については大きな問題にはなっていない。だからこそ、質の高い教育・保育を行っていくための施設を充実させたり、地域の環境を整備していくことを、前回の次世代育成支援対策推進法とリンクさせながら進めていかなければならない。県はその方向で推進していくし、松伏町でもより正確なデータに基づきながら進めていくことが重要な役割であると認識している。今日も松伏町の色々なデータが提示されると思われる。その中には生の声も含まれているので、それをないがしろにしないようにして計画にきちんと位置付けるためのご意見をいただきたい。本日はよろしくお願ひしたい。

2 議事

(1) 教育・保育施設の充実

司会 : それでは、議事に入る。議事(1)～(3)までの議長を会長にお願いしたい。

会長 : まず、教育・保育施設の充実について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局説明】(資料1に基づき教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期について説明)

- ・ 前回の審議会のご意見を受けて修正した部分について説明する。
- ・ 資料1のP. 3について、前回0歳児の量の見込みが多いという指摘を受けたが、国全体でもニーズ量が多く出たため推計方法に過誤があるのではないかと認識されたようだ。あらためて国から補正の指示があり、それに則って算出した結果、0歳の数字は平成27年度は15人、31年度で14人となり、現状の数字と比較して連続性の高い数字が算出された。

事務局 : 本日、追加で参考資料を配布したので、その説明をいたしたい。

【事務局説明】(参考資料について説明)

- ・ 対応するのは資料1のP. 5だが、こちらは提供体制が抜けている。それについて参考資料で補足している。しかし未知数な部分もあるので、この資料につ

いてはあくまでもこの場限りとして取り扱っていただきたい。この数値の根拠は、去る6月に各施設にお願いした意向調査の結果をもとに算出している。意向調査の結果は、参考資料の2枚目に記載している。

- ・平成27年度から31年度まで「▲」が入った数値が示されているが、これは必要とされる量の見込みから提供される教育・保育の量を引いた数値である。「▲」が入っているものは必要とされる量よりも提供される量の方が多い、すなわち今後5年間、松伏町では必要とされる量に対する提供は確保されるということがわかる。
- ・今後どうするかということについては、計画を策定する時までに整理するが、8月中に各施設と調整する機会をもって8月いっぱいぐらいに概ねの数字を固めたい。県にも数値を報告しなければならない。次回の審議会で報告できると思うが、調整については事務局と会長に一任していただきたい。

会長 : これは各施設で回答した数値をもとに算出されている。内部資料として取扱いにはご配慮願いたい。各施設の関係者には2ページ目の数値についての再確認をお願いしたい。先ほど事務局から説明があったように受け入れ体制はあるけれども、このままの体制でいった場合、公定価格をあてはめたらどうなるか。定員と実数との関係の中で国からの財政支援の基準が出される。そのあたりをよく念頭におきながら、運営についての見込みをはかっておくことが必要となる。公定価格の試算については、内閣府の幼保連携推進室がホームページにも載せているので確認しておいていただきたい。また、Q&Aも参考にしてほしい。国も混乱しているが、各園では見通しをもっていただきたい。なお、この量の見込みはいつまでにまとめるのであろうか。

事務局 : 8月中に各施設と調整の上、とりまとめたい。その後、県に報告することになっている。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実～量の見込み・確保の内容と実施時期～

会長 : 続いて、議事の(2)に移りたい。まず、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局説明】(資料2に基づき説明)

- ・前回の審議会で示した暫定値に対し、ご意見を受けて、修正を行った。
- ・P. 3の「短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)」について。前回は17人と算出したが、アンケート結果を精査し、実態に近い数値に修正した。
- ・P. 4の「一時預かりを行う事業(幼稚園の在園児対象)」について。1号認定の数字は前回はもっと多く2,500人日となっていた。しかし、できればという希望の部分も多く含まれているので、アンケート結果を精査して実態に近い数値を算出しておいた結果、平成31年度で1,266人日という数値になった。
- ・これと同じような形で、「一時預かりを行う事業(在園児対象型を除く)」についても計算しておいた結果、平成27年度は968人日、平成31年度は

885人日となった。

- ・ P. 5の「病児・病後児保育事業」については、前回の審議会で多すぎるという感想があったので、「本当に預かってもらわないと厳しい」という状況を精査して修正した。

会長 : アンケート調査の場合、「もし可能であれば」という希望が入ることもある。しかし、今後具体的に事業計画を立てそれに沿って予算の見積もりをしていくことを考え、実勢に近い数値を算出した。ご質問があればいただきたい。特にないようであれば、この部分についてはご了解いただいたということで、次に進みたい。

(3) 子ども・子育て支援関連施策の推進

【事務局説明】(資料3に基づき説明)

- ・ 1～3まで、今後5年間で松伏町がどのような子育て支援を行っていくかということが書かれている。本日、一番ご意見をいただきたいのは、この資料3に関してである。
- ・ 前回の「次世代育成支援地域行動計画」について平成25年度の最後の審議会で進捗状況の報告をした際にいただいたご意見をもとにして、それぞれの基本目標と具体的な事業の内容について記載している。
- ・ 今後の流れは、保健センター、福祉健康課、教育総務課、企画財政課、教育文化振興課など関連するすべての課の担当者が集まり、本日いただいたご意見をもとに内容を確認、検討したうえで計画に記載したい。

会長 : これはいつ頃までに確定させる必要があるだろうか。

事務局 : 計画案としてまとめたものを、10月からパブリックコメントとして公表して一般の方に見ていただく予定である。その前の9月にもう一回この審議会で検討したい。その時にパブリックコメント案を固めたい。

会長 : 今回の計画は、第5次総合振興計画に入っているだろうか。

事務局 : 本計画は第5次総合振興計画の下部計画にあたる。本計画で施策を具体化するという流れである。

会長 : ここに提示されている担当課がやっていくということを前提として、要望や修正等のご意見を出していただきたい。パブリックコメントは1か月くらい一般向けに発信する。そこで修正の指摘が出るようであれば内容を修正することになる。

石井委員 : ここに提示されているのは、現在既に手掛けている施策であろうか。新しい施策はあるだろうか。

事務局 : 前回の次世代育成支援地域行動計画を引き継ぐ形でつくっている。

会長 : 言葉としてはとてもきれいな表現が並んでいる。しかし、これが本当に子どもや地域に活かされていけるかどうか、結果を確認しなければならない。「～します」という表現は希望も含んでいる。施策を継続していくためにはこんな方法

も必要ではないか、というようなご意見があればいただきたい。

事務局 : 以前、次世代育成支援地域行動計画の進捗状況を報告したら、うまく進んでいないと思われた部分もあったが、今後そういったことがないように、計画実現のために庁内の組織を作ろうと考えている。計画を策定するための会議に様々な課から職員が出てきているが、その会議を計画の進捗状況を確認する会議にしていきたい。また、この支援審議会も計画ができた後は、計画の管理をしていただくことを考えている。そのようにして計画の実効性を担保していきたい。

竹田委員 : この資料にある言葉のまま、町の人にも公開するのであろうか。

事務局 : そのつもりである。しかしながら、表現がわかりづらいようであれば用語辞典のようなものを付けるなど何らかの工夫をほどこしたい。

竹田委員 : たとえば、P. 7の「学童クラブの充実」について、その内容は「～学童クラブの充実に努めます」と書いてあるが、「充実」とは具体的にどのようなことをするのかわかりづらい。受け入れ枠が広がるということだろうか。他の部分は「受け入れの拡大に努めます」や「～を作成します」、「～支援していきます」など具体的な記述であるのに、学童クラブに関してはわかりづらい。

事務局 : 次回までにわかりやすい表現にあらためたい。

若盛(清)委員 : 「充実」とは量の充実を意味するのだろうか。しかし、現在の学童クラブを見ると、量だけではなく質も充実させる必要性を感じる。これからは量だけではなく、きちんとした質を確保していくことを計画に書き込めば、町への信頼度も上がると思われる。それは預かり保育にしてもそうだし、これからはただ量を増やしていけばいいということではないと思う。

事務局 : 即時の対応は難しいが、今後に向けて考えていきたい。

会長 : 学童保育について、新制度では指導員を有資格にすることとなっており、そのための研修も必要となっていく。その趣旨を踏まえると、「充実」が意味するのは、量と質の確保であると思われる。学童クラブ、一時預かり事業ともに指導員の資格問題も付随してくるので、専門家の指導のもと、町としての基準を作成することも必要となるであろう。わからない点などがあつたら、事務局に伝えていただきたい。皆さんが日頃現場の中で感じることなどがあれば、それを伝えていただきたいと思う。このほか特にならなければ、本日の議論は以上となる。

事務局 : 今後は、もう一回審議会を開催した後にパブリックコメントにかける予定である。パブリックコメントの後、その結果を皆様方に伝えて修正を行いたい。最終的には来年3月末に本の形にまとめたい。大きく変更できるのは次回までなので、もしも次回の審議会を待たずにご意見を事務局に連絡していただいた場合は、そのご意見も次回の内容に反映したい。

3 その他

事務局 : 皆さんの方から何かあれば、ご発言いただきたい。

- 会長 : ここで議論されている施策については、企画財政課とのリンクは進んでいるのであろうか。つまり平成27年度の予算も含めて、町の事業計画に占めるこの審議会の位置づけがどうなっているのかということである。
- 事務局 : 審議会の位置づけということであろうか。
- 会長 : 審議会で出された施策等について、どのような対応がなされるのかということをお聞きしたい。
- 事務局 : 本計画の完成を待っていると来年度予算に間に合わないので、9月までにまとめた概ねの計画案で平成27年度の予算計上をしたいと考えている。しかし、国においては公定価格がまだ決定されていない状態である。そちらが出てきてから計画の内容もあわせて平成27年度の予算編成をしたい。
- 会長 : 竹田委員や小島委員など、施設関係者以外の方の視点から見たご意見はないだろうか。ニーズ調査も保護者の意見が反映されているが、具体的に耳にした情報などがあれば、ご意見としていただきたい。
- 小島委員 : 商工会を代表して、経営者の視点から意見を述べたい。労働力の確保の点で、待機児童がない見込みというのは、安心できる状況である。松伏町に住めば子どもを預けられて仕事ができるというイメージに結びつく。特にひとり親の場合には、保育が必ず必要になる。こういった保護者の安心にもつながるイメージをもっとアピールしてもいいと思われる。
- 会長 : 松伏町の就業率はどうか。
- 小島委員 : 具体的な数値はわからないが、町外へ出て仕事をする事が多く、町内の職場での就業率は低い。現在、女性の労働力は大変貴重である。そうなると保育施設の充実はどうしても不可欠となってくる。
- 会長 : 国の審議会にも商工会議所関係者が委員になっているが、経営者の本音としては、労働者は確保したいが乳幼児を持つ労働者は正社員にはなりにくい、ということのようである。または、人件費を低く抑えて過酷な労働条件を押し付けてくる企業もある。松伏町は待機児童がないなど総じていい条件を備えているのだが、労働力を生かすには別の問題もある。経済の活性化と安心して生み育てやすいまちづくりの両立が必要である。
- 小島委員 : 少子高齢化で労働力不足は現実の問題となっている。総合的に考えていかないといけない。
- 会長 : 企業にも発信していただけたらありがたい。
- 竹田委員 : 現在、学童保育で働いており、かつて保育所にも勤めていたことがある。子どもたちと話していると、両親がいても親の仕事の都合などで、2～3歳の頃から夜中にひとりまたは子どもたちだけで留守番しているという子もいる。家での食事は毎日お弁当だったり、夏の間は1か月ずっと親の実家に預けられるという子もいる。また、「ありがとう」「ごめんなさい」という言葉を親から教えられず、周りから浮いてしまう子もいる。こうした現状を見ると、保育の受入れ枠を拡大するとか量を充実させればいいのかということだけではなく、親を育て

るための取り組みも大事であると思う。児童扶養手当が働いた時の収入よりも多かったりすることもある。色々なことを考えさせられる。

井委員 : 子どもを第一保育所にしか預けたことがなかったので、これまで他の保育所がどのような保育や教育などを行っているのか知らなかったのだが、今日あらためて資料を見ると第一保育所もゆとりがあるが、他の保育所も定員が多いなど感じた。これまで障がいがある子を預けられるのは第一保育所だけだったが、他の保育所でも内容を見直しているようなので、これからは他の保育所にも受け入れを広げてもらえたらと期待する。これまでは町外へ預けざるをえなかったという人も少なくなかった。

会長 : 場合によっては町外でも専門的対応をしてくれる施設の方がいいということもあろう。色々な条件を考えて対応していけるのが最適と思われる。

石井委員 : 竹田委員のご意見は実感としてよくわかる。特に年齢が低い子どもほど預けたいという希望が多い。低年齢児は数字を増やして受入れ枠を広げれば良いというわけにはいかない部分もある。

鈴木委員 : 人数が増えれば増えるほど、様々な保護者の方がいる。施設としては質の部分も重視して考えていかなければならないと実感している。

塩原委員 : 学童保育について、松伏町では学童保育に空きがあり、まだ預けることは可能な状況にある。一方、制度が変われば、3歳以上の子を持つ親は仕事の有無に関係なく預けられるようになるが、学童保育は親が働いている子だけに利用を限定している。そのあたりも今後の課題として考えていかなければならないと思う。3～5歳児だけに手厚くしてもだめなのではないだろうか。また、最近様々な事件が起こっているが、仮にそのような事件に遭遇したとしても、結果として見て見ぬふりになってしまうということもありうる。地域ぐるみで子どもを育てる目を持たないといけないと思う。現実的にできることからやっていければいいと思う。

若盛（清）委員 : 保育の現場におり、また様々な方から話を聞くと、子育て支援では足りなくて、親支援・親育てが必要であると感じる。かつて、松伏町でも小学校、幼稚園、保育園合同で講演会を実施していたが、いつのまにか実施されないようになっていた。また、労働局で話をする機会があり、埼玉県内の企業の人たちが集まった場所で保育所のことを話した時に、優秀なお母さんたちが仕事に出られないこともあると聞いた。そのためにも保育所の整備が必要だが、量の確保だけでなく、お母さんたちが働きやすい環境の整備をすれば、仕事に出ていこうという意欲がさらに湧いてくると思われる。そんなに大きな町でないので、ここで子育てのネットワークを作っていく必要がある。教育総務課とか福祉健康課だけが中心なのではなく、町の中にも幼稚園、保育園、サポーターの方たちもいる。今までは町の中のネットワークが薄かった。小さくてもいいので、福祉関連だけでなく商工会の方や地域の方々も巻き込んで子育て支援のネットワークづくりをしていくことが重要である。

副会長 : 子ども・子育て支援新制度のパンフレットは各家庭に配布されているが、「どう変わるのですか」と尋ねられた時にうまく伝えられない。他の都道府県市町村にも審議会はあるが、多くの自治体では型通りのものになってしまっているのではないだろうか。政府はカッコいい言葉を掲げてくるが、現実的には現場ではもっと生々しいものを抱えて苦慮していると思われる。公定価格も先ほど話に出たような現状で、施設経営も非常に厳しい状況であり、どうしたらいいのかわからないというのが実状である。これからは、保護者からの細かい問い合わせも増えてくるであろう。しかし、きちんと応えられるかどうか心配である。

会長 : 他の自治体では、小児科医や弁護士の方などが委員になっている審議会もある。できれば、松伏町内でも子どもに直接かかわっている小児科医や弁護士の方などのご意見もうかがいたい。埼玉県の審議会にもそういった方が委員として入っていなかったのので、部会に入れていただいた。それから、学校の先生など、子どもの育ちに関わる方たちの希望も聞きたい。松伏町は学校数も多くないので、声をかければすぐに意見が集まることと思われる。第5次総合振興計画の中でも色々な意見が出されてきたが、それらを網羅しつつこの町だからできることに一歩でも近づけたらと思う。そういう思いがあって私も国にいて色々な話をしている。自分の町でやっていなければ、国や県に意見を述べることはできない。だから、何としても松伏町で実績を上げたいと思っている。やはり、施設が中心になって子どもと関わりのあるネットワークが必要である。担当窓口は福祉健康課と教育委員会であると、私は思っている。お金はなくとも少しづつ知恵を出し合って、保護者のために取り組んでいきたい。親の中にも自分の尺度でしか考えられない人が増えている。企業も従業員の指導に苦勞している。そうならないためには、乳幼児から親の意識を育てなければならない。認定こども園では、親支援も必要な事項となっている。子育ての楽しさや子育てに必要な基本的な知識を、在園している親たちに伝えるだけで、かなり状況は違ってくると思われる。次回審議会においても議論の機会があるので、情報収集して意見を寄せていただきたい。

事務局 : 次回の審議会の日程は、9月22日の週に開催したい。

委員 : (各委員の日程調整)

事務局 : それでは、次回審議会は9月24日(水)の15時から開催とする。

4 閉会

事務局 : 閉会にあたって副会長からごあいさつ願いたい。

副会長 : お忙しいところ日程を調整していただき、また、様々なご意見をいただいたことを感謝したい。次回の審議会は9月24日開催となるので、よろしく願いたい。